

栃木市市民会議 第6回自治基本条例部会 会議要旨

日 時：平成27年9月30日（水） 午後7時～午後8時35分

会 場：栃木市役所 501会議室

出席者数：委員7名、事務局3名

1 開会

2 あいさつ（部会長）

本日も、前回に続き、基本条例の条文に沿って検討してまいります。事前の勉強会で委員からのご質問には事務局でご回答いただいているかと思いますが、改めて資料の順に進めてまいりたいと思います。資料1は情報公開、資料2は議会・議員、資料3は市長、資料4は危機管理、資料5は公益通報に関する資料となっています。資料ごとに説明をいただいた上で質疑に入ります。まずは、説明をお願いします。

3 議事

1) 条例の検証作業について・・・資料1から5

事務局：それではお手元の資料の1番をご用意ください。

こちら第7条、情報公開の原則に関する資料になっております。7条につきましてはお二人の委員からご意見をいただいております、「情報共有が具体的に何を指しているか。実績とかこれからの考え方を知りたい。」、「取り組みを示してほしい。」とのことでした。

まず、市の持つ情報ですが、市民全体の財産ということで位置づけておりますので、それらの情報をどのように発信するか、また市民がそれをどう受け取るか。そここのところが市民主体のまちづくりを進めるために、情報の共有が必要になるところだと思います。ですから、情報共有というのは今後もまちづくりを進める上での手段であると考えております。今後、上位施策の目標であります行政情報の満足度を高めるために現在ある情報発信ツールを充実させるとかですね、よりきめ細やかな施策を進めていくものと思っております。1ページ、こちら情報公開の原則ということですね、総合計画の中でこのような位置付けになっております。基本施策が、「市民と行政の協働と情報共有化の推進」、第2施策が「情報共有化の推進」、主な事務事業としてホームページ管理委託事業費となっております。

続きまして、2ページをお開きください。こちらは、第7条の情報共有の原則におきましては、関連する条文として21条の情報共有、22条の情報公開、23条の個人情報保護がございますので、前回の原則と同様に各条の

検証を行うことが情報共有の原則の検証につながるものと考えております。

1 ページの情報共有、第 21 条ですが、市は情報を積極的に公開し、分かりやすく説明しなければならない。第 1 項ですね。第 2 項におきましては、情報を分かりやすく提供する制度、2 つ目、市の会議を公開する制度、3 つ目、市民の意見・提言などを市政に反映させる制度の整備に努めなければならないという制度になっております。その部分が 2 ページの四角で囲っている部分になります。

括弧の 1 番、市の情報を分かりやすく提供する制度といたしましては、こちらに記載されてありますとおり、広報紙の発行、あとホームページの活用などによって広く情報発信を行なっております。また、メディアに対しましては、情報提供といたしまして市長による記者会見の実施、それと各課、例えば総務課からタイムリーな話題とかというのは、随時メディアのほうに提供するプレスリリースという形で提供するなど積極的な情報発信に努めているものであります。最近では情報の多様化というか、受け手側の変化に対応すべく現在では Twitter とか Facebook とか、今、広報のホームページ見ていましたらとち介の Instagram という写真をアップするようなことをやっております。

2 つ目。会議を公開する制度ですが、こちら審議会の設置及び運用に関するガイドラインを作成いたしまして、全会議を公開することなどを規定しております。こちらについては第 27 条の審議会のところで、後日やりたいと考えております。

3 つ目。市民の意見提言を反映させる制度といたしましては、各地域を回って市民と意見交換を行うまちづくり懇談会ふれあいトークの実施、あとは随時、市ホームページとかから意見・提言などを伺っております。

続きまして 3 ページ。第 22 条の情報公開についてですが、こちらにつきましては情報公開条例を制定いたしまして、情報公開への対応をしております。

続きまして 23 条、個人情報保護につきましては個人情報保護条例を制定しまして、個人情報の取り扱いについて対応しています。

4 ページ以降につきましては、情報公開条例と個人情報保護条例の条文及び先ほど触れましたガイドラインの解説を参考として付けてございます。

7 条についての説明は以上でございます。

部会長：7 条を具体化したものが 21 条以下ですが、21 条に関しては広報等で情報提供が行われている。22 条に基づいて情報公開条例が制定されている。23 条に基づいて個人情報保護条例が制定されている。説明では、SNS も活用しているとのことでした。ご質問、ご意見はございますか。

特にご質問が無いようでしたら、次の議題に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、次に資料 2 の説明をお願いします。

事務局：資料２をお手元にご用意ください。こちら第１６条、第１７条、議会についての資料となっております。第１６条におきましては、議会の権限と責務。第１７条におきましては、議員の責務を定めております。議会基本条例並びに議会政治倫理条例を制定いたしまして、議会の公開や報告会の開催を規定しております。

こちら第１６条では、第３項で市民との情報の共有を図るとともに議会活動に関する情報を市民に分りやすく説明し、開かれた議会運営に努めなければならない。第６項のところで、議会は全ての会議、第１００条第１５項の規定による協議又は調整を行う場を原則公開しなければならないとあります。こちらにつきましては、議会基本条例、こちらの第６条、会議の公開などできちんと議会基本条例の中で規定されているものと考えます。５ページの第８条につきましても議会報告会ということで、議会は１回以上、議会報告会を開催し、市民との意見交換を行うものとする規定されております。

続いて、１３ページをお開きください。こちら手書きで申し訳ないのですが、市議会のホームページから写し取った資料でございます。例えばこの真ん中の本会議というところですが、ただいま議会では、インターネットを活用しまして、本会議の生中継を行っておりますし、あとその真ん中の段の一番下の所、議会報告会ということで、各年度の報告会の結果というものをホームページに挙げて情報公開をしております。

１４ページ以降は、全てを網羅しているわけではないのですが、平成２６年度の議会報告会の結果報告書となっております。議会の方で、例えば１６ページのあたりに開催結果としての１０月２１日から１１月１２日までをかけたまして市内の方を回っておりますので、このような形で市民の意見を吸い上げて議会運営に活かしておるとのことでございます。

こちらの方で出た意見につきましては、議会でもまとめまして、市長に提言・提案をしていると聞いております。

説明は以上でございます。

部会長：議会基本条例、あるいは政治倫理条例が制定されているということですが、いかがでしょうか。議会でもインターネットを通じてタイムリーに情報提供をしていますし、議会報告会を通じて地域ごとに説明を行っているということです。よろしいでしょうか。では、次に資料３の説明をお願いします。

事務局：はい、資料の３をお手元にご用意ください。こちら第１８条、市長についてでございます。市長は市民の信託に応えるため、指導力を発揮するとともに法令の定めるところにより、公平公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。市長は条例の自治の基本に則り、市民自治の実現に努めなければならない。市長は就任に当たっては、市民自治を実現するために本市の代表者として、公平公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。

その他、市長に関して必要な事項は別に定めるということでございます。

こちらですが、第3項、市長の宣誓を定めておりまして、資料の2ページに要領をお示ししております。この要領に基づきまして平成26年5月15日に議場において宣誓を行っております。その結果は、ホームページの市長の部屋から見るができますので、ご帰宅されましたら、興味のある方は確認をしてください。

以上でございます。

部会長：既に宣誓しているということですね。

委員：あの、中身じゃないのですが、要領というのはどういうものなのですか。

事務局：要領とはですね、事務の手順を定めたものです。この類というのは要領とか内規とかございますけれども、あくまで事務の手順を定める。事務のやり方というのですかね。そういうことを定めたものという風に理解していただければよろしいかと思います。

委員：誰が作るの。

事務局：誰が作るかといいますと、職員が考えまして、内部の決裁で定めます。

委員：最後の責任者は誰ですか。

事務局：最後の責任者は市長です。

委員：市長は判子を押すのですか。

事務局：市長まで判子を押しているかどうかは何とも言えませんが、専決で部長が決裁していることも考えられます。要領ですので。これは市長に関することなので、市長まで判子をもっていると思いますけれども、単なる事務の手順を定めるものでは部長で専決になっているものも多いと思います。

委員：自治基本条例で市長は宣誓しなければならないとありますよね。

それは要領・・・程度っていうと変だけど、そのことは問題はないんですか。

部会長どうなんですか。

部会長：宣誓をすべきことは条例で定められていて、要領には細かなことが示されますが、具体的な実施の仕方には特に問題はなさそうです。

委 員：分りました。

部会長：要領には、宣誓日、宣誓場所、宣誓方法が示されているだけですよね。
例えば宣誓書を公開することについては、具体的な定めはないのですか。

事務局：そうですね、はい。定めはないですね。

部会長：宣誓書は市民の目にふれるよう公開するということを要領で定めるべきだ
というご意見であれば、それは必要なものと思います。実際にはやっている
んですけども、それを担保する仕組みがない。

事務局：ホームページ上では宣誓書は一応公開をしています。

部会長：宣誓書は公開されているんですね。

委 員：部会長が公開しなきゃならないということは書いてないけれど。
ま、公開云々ってのは。あと、部会長の言ったこと、事務局がどう受け止
めているか。

部会長：宣誓書を公開するという手続きについて定めるということ。

事務局：よろしいですか。まず、要領に戻っていただくと宣誓の方法という事で第
3に、宣誓書を署名した後、市議会議長に手渡すという事になっていまして、
宣誓書そのものは議長に手渡されるということで、実際その後、宣誓書がど
うなるかっていうのは書かれてないわけですよね。実際はホームページにア
ップされているということになると、一旦それが戻されたのかどうかはわか
らないですけど、そういうことで、皆さんの目に見られることにはなって
います。ですから、要領に公開するしないというのは書かれていないという
事はご指摘のとおりなのですけども、ただそれが現実にはこれは事務の手順
を定めたものでして、書かれてないことはやらないということではないです
から、実際に宣誓した宣誓書については公文書になりますから、皆さんが見
たいというのであれば情報公開すれば写しが取れますし、実際こうやって要
領にはなくても公開していますので、この要領に問題があれば、第4でそう
いったものを設ける必要があるかもしれないですけども、現時点において
は特段秘密にしておく必要があるものではないのでこの要領そのものを改正
する必要はないんじゃないかなという風には理解しております。ただ、質問
とはずれちゃいますけれども、事務の手順を定めたものなんですが、宣誓書
の文章自体も定めてありますので、例えば市長が別の方に代った時に、自分
は別の宣誓文をしたいということになれば、それは当然改正するということ

はあると思います。同じ趣旨のことは宣誓すると思いますが、ただ同じ言葉で宣誓したくないとなれば、当然これを改正するってことになると思います。まあ、質問とはちょっとずれちゃいますけれども。

部会長：条例では、公正公平誠実な職務遂行を宣誓することが定められていますが、それ以外の文言を宣誓書に盛り込むこともできるはずですよ。

事務局：そのとおりです。あくまで、宣誓することは義務ですので、その宣誓するやり方を内部的に定めてないと、市長は選挙で選ばれていますので、選ばれたときにどういう事務で宣誓を行なうかというのは定めておく必要はあるということで、内部的な事務の取扱いについて定めたということで。それは最低限度の内容を盛り込んであるという風にご理解いただければ。

委員：なんとなく、ちょっと軽いかなと感じないでもないですけども。位置付けが。まあ、やっているからいいかな、と思います。

委員：大変幼稚なことで申し訳ありません。市長さんが宣誓しますが、宣誓書はですね。議長に渡せばこれは市民に伝わったと解釈すればいいですか。宣誓しますね。ここで宣誓。そして宣誓書を議長に渡すと。そしたらそれは市民に伝わったと。議長さんは議会でも代表者ですから。議員さんの。こういう解釈でよろしいのですかね。市民にこれ、市民に対して宣誓しなければならないうってなっていますね。議長さんに渡してそれでいいのですか。

事務局：市民全員を目の前にして宣誓するというのは当然無理ですよ。ですから、市民の皆様の代表である議員の皆様に宣誓をすることでその代わりになっているとも思います。皆様の前で宣誓しているわけですから、宣誓については動かぬ事実ですけども宣誓書にも署名して、署名を行うことによって文書にも担保して、それを議長さんにお渡しする、まあセレモニー的なものだと思っていただくしかないと思います。

委員：分からないじゃないですが、例えばNHKってのは公共放送ですからテレビで放送されますよね。市町村のやつは例えばとちぎテレビで放送されるのかとか、あるいはケーブルテレビで市民に放送されるかということです。私のあれはどうなんかなと。

事務局：それに関してお答えするとすれば、もちろん先ほど、事務局の説明で議会ってというのは生中継していますので、宣誓についてはケーブルテレビとかユーーストリームで、リアルタイムで見ることができますから、市民の方で関心のある方はそういうケーブルテレビなりインターネットを使って、市長の宣

誓を生で見ることはできていますので、代表して議員の皆様に宣誓することと併せて、市民の皆様の中には生放送でその模様をご覧いただいているというのが実際のところだったということですね。

事務局：傍聴人の方はいらっしゃいますので。

部会長：公開の場で宣誓しているということですね。

事務局：そういうことです。

部会長：他にご質問、ご意見はございませんか。宣誓書の要領については、見直しをお願いするかどうかですが、問題が生じているわけではないので、とりあえず現行どおり進めていただければよろしいのではないかと思います。

18条についても制度化がなされているということでもよろしいでしょうか。続いて、資料4の説明をお願いします。

事務局：はい、資料4をお手元にご準備ください。

第39条、危機管理でございます。市は、災害等緊急に備え、市民の身体生命及び財産を守るため、危機管理体制の強化に努めなければならない。第2項、市は危機管理体制の強化のため、市民自主防災組織と関係機関との協力連携を図らなければならない。第3項、市は市民の防災組織の運営に関して必要な支援を行い地域の防災力の強化に努めなければならないと規定されております。この資料の1ページの後段から2ページにかけて、先ほど読み上げました自治基本条例の第1項から第3項が記載してございます。

第1項につきまして、危機管理体制の強化ということで防災無線の整備、あとはコミュニティFMの整備、あとは各種防災計画や道路の整備計画などを併せて策定しております。

資料の2ページをご覧ください。こちらが第2項の市民などとの関係強化でございますが、全市を対象としました総合防災訓練、それと(2)が地域防災訓練の実施などを行いながら関係機関など自治会の皆様と一緒に防災組織との関係強化というものを行っております。第3項の関係、資料で言うとその下の3番の所なのですが、自主防災組織の設立援助、地域防災力の強化ということで、こちらの資料、自主防災組織の補助制度がございます。その資料が3ページ以降になっております。3ページはホームページから抜き出した資料なのですが、自主防災組織補助制度ということで、設立に関する経費といたしまして、1組織につき20万円、活動補助金として2万を補助しております。こちらについての補助金の利用方法が4ページ以降となっています。

以上でございます。

部会長：資料４につきまして何かご意見ございますか。

委 員：前の総務課長が危機管理監でしたと思いますが、危機管理監というのはどういう管理監なのですか。部長とかありますよね。要するに独任制のような気がするのですけれども、そのあたりどうなのでしょう。

今回の水害について、この危機管理がどう活かされたのか。このようになっているけれどもどう活かされて、どう対応されたのか、教えて欲しいと思います。

事務局：まず、危機管理監はですね、部長と同じ職階となっていて、総務部の中にはあるのですけれども、部長と同じと。部長から危機管理課が所管している事務について、権限委譲を受けていますので、危機管理監については危機管理課が所管する事務の権限で決裁できるということになっています。

委 員：危機管理課ってのがあると。

事務局：そうですね、危機管理課があります。

部会長：危機管理課は以前からありましたか。

事務局：いや、最近ではないですね。名前が消防防災課から名称が変わっておりまして、所管していることは同じですね。合併の時から在りますね。

水害のことにつきましては、９日の夜から、警報が出る前から危機管理課は詰めて待機して、電話の問合せとか避難所はいつ開設するかということをやっておりましたが、今回は本当に特別警報というものが出まして、市長もそのことについては、新聞でコメント等をしておりましたが、避難勧告を出さずに避難指示を出してしまった地域もあるというようなことで、それは今回そういうことがあったので、次回はそういうことがないように、今回の経験を次に活かすというようなことで、ちょっとまだ災害のゴミとかを収集してクリーンプラザに運ぶとか、被害状況の調査などを今やっておりまして、一段落したら、今回の不備な点を踏まえて、次回はそういうことのないように地域防災計画を見直すとか、そういうことが今後やっていくことになるかと思います。確かにちょっと想定を超える被害でしたので、後手に回ってしまったというところは否めないかなと思っております。

委 員：えっとね。３９条でね。市は災害等の緊急時に備え、市民の身体生命及び財産を守るためとこういうことになってますけど、このね、９日の水害について、このね、ちょっとね、壬生の方と栃木市はだいぶ違うんですよ。

それがね、私は見ててさ、非常に残念だった。向こうは対策本部をもうやっちゃっているのにこっちはいつになっても開いてないということとね。やはりね、初めて入ったのが9日の3時か4時にどんどんどん情報入ってるわけですよね。そんな時ね、確か市はですよ、市の職員は5時頃帰っちゃったっていう話もあるんですよ。市民はね、この条例で守ってられないと、これ偽物だと思いますよ。

それでね、想定外だとか予想外ってのはね、悪いけど、福島原発だっけね想定外だっけね、あれは原発はなんですか。東電もね、防波堤を作るならこんなことはならないと、ということで、国会議員もですね、悪いんですけど想定外はやめてくれと。想定外と言うのは、それだけの訓練とか準備とかしてあって想定外だと私は思うのですけれども。市長さんだっけね、私が思うのは災害本部をなぜ遅れたんだということをちょっと聞きたいですよ。市長が一番最初にやるわけなのが、なぜやってないんですか。向こうはとっくに開いてるのに。どこ行ってたんだっけというんだよ。6時間か7時間のあれがあったわけでしょ。空白が。でね、4時にだか5時にだか言ったんだと、私は公務があると行ったでしょどっかへ。

それが、情報が流れている時に大したことねえと思って、私、行ったと思うんですよ。それがなんですか、10日の00だよ。その時にね、なぜ、それをやったのかっていうんですよ。対策本部を開いたのかと。私はいろんな役をやってましてね、いろんなことを聞けるんですよ。藤岡だっけあれね。避難所行ったでしょ。あん時だっけね、悪いけどポンプが2台あったんだからね。1台が結局使えなかったということでね、想定は2台で、どれくらい汲み上げられるか、1台がね、故障してたんだからね。というような話ですよ。誰がね、それを弁償するという話になったもんですから、それについては市が弁償すると、やんなくちゃしょうがないと、私は言っているんですけど、あれは人災だっけことなんですよ。これじゃ、全然市民を守るとかなんとか。皆さんはね、私はね、結局、職員は命かけて守れっつーんですよ。私を。こんな調子のいいこと書いといて。何が何ですかってんですか私は。

でね、想定外だとか予想外だなんて、それはもう禁句ですよ。国会議員だっけ、原発の時にそういう話をしたと思うんですよ私は。予想外だとか。対策をして、それだけの準備をやったからで想定外でしょ。

なんにもしてないのに想定外とか予想外っていうんですか。それはちょっと安易な言葉過ぎないですか。私はそう思いますよ。どういうことに至ってデタラメなことを書けば市民は納得するって、納得できませんよ、今回の件については。

皆さんどう思いますか。だと思えますよ、私はね。だからそういう言葉を使うんじゃないって国会が言ってるんですよ。安倍さんが言った、誰かが言ったんですよ。ああ安倍さん時じゃねーな、あれは民主党の時だからな。それは違うんじゃないかという話をしたんですよ。そういうようにね。役所

ってというのは想定外とかなんとか使うべきでないと思います。

だからね、非常にね、私はこれを見て非常に残念だった。何のためのこれなんだということなんです。私は。昨日も言いたかったんだけど、こういう話にならなかったから言えなかった。皆がいる前で言いたかったよ、これは。正直いって。どこに居たんですか。その空白の時間は。ちゃんとね、あれなんですけど、大変な事でね、私は言ってたんですけど、対策本部が遅れたと言えは遅れたと、変な事言ったな、なんだっけ。記者会見してて。遅れたと言えは遅れたかもしれないって。そういうね、大変な苦勞している市民に対してそういう浅はかな言葉を吐くというのはね、私はこのね、宣誓書を見たけどちょっとこれは違うと思いますよ。全然心が入ってない、気持ちが入ってない、私はそう思いますよ。だからこれを機にね、市長だってちゃんと連絡が取れたんだか取れないんだか分らないですよ。後で分かると思うんですよ。後で。

だけどね、それは緊急の場合アメリカの大統領だって、ホットラインってのは持ってるんですよ。飛行機に乗ってたってね、ちゃんと連絡取れる。あそこにだってちゃんと押せるようにミサイルの押しボタン持ってるんですよ。それが今の時期にですよ。連絡が取れないってのはおかしくないですか。携帯だってあるし固定だってあるし、私はそれがちょっと空白の時間がおかしいと思うんですよ。私は。納得いかない。

それでね、藤岡だってですよ、避難所に皆さんが集まっていってね。なんです。県会議員が先に来たって。市長はこなかったっていうんですかね。2、3日遅れて。県会議員はなんだ市長はまだ来てないのかって。だからデタラメだから削除した方がいいんじゃないですか。

部会長：どういふことですか。

委員：災害の時の緊急の備えがなんだっていうでしょ。ひとつつも熱が入ってないじゃないですか。どうでもいいの話じゃないかこれじゃ。それを守るのが、守ってもらえなきゃしょうがないですよ。守ってないでしょうがそんなこと言ったって。結局、人数が足りない、職員の人数が足りないから災害の対応が遅れたんでしょ。皆帰っちゃったってんだから、分からないですけどね。そういうこともね、私はね、もう少しね、市民のためにやっぱりね、働いてもらいたいということなんです。私はそう思いますよ。そういうことです。まあいいですよ。

部会長：今回の水害について何かご感想があれば、今後どう見直すべきかはっきりとご意見をいただきたい。

委員：だからね、このように書かなきゃしゃーねーんだらうけど。これに従って

自分たちもやんなさいってこと。要するに、宣誓したってここに書いてあるんだから、それに従って努力をしなさい。私はそう思いますよ。だったら必要ないってことですよ。じゃあ勝手になんでも書いてふーん、あそうか。そういうことは、ちょっと私はいかがなもんかと思うのですよ。書いた以上は責任を持つということですね、やってもらいたいということです。

部会長：実効性を持たせよということですか。

委 員：そういうこと、そういうことなんです。分かりましたか。

委 員：いいですか。ちょっとお聞きしたいのですけれども、実は私の家のところ、水が出て、夜中2時ごろで、市役所じゃなかった中央小学校に避難所を作っていましたよね。あれ何時頃作ったんでしょうかね。夜中より早くかなりから聞いていたんですよ。

事務局：避難所を開いたのは多分、夕方には開いていたと思います。

委 員：そうですよね、早くから準備はしてあったと思うんですよ。で、夜中にね、水が出た時に市役所の方が毛布なんかを運んでくれたんですよ。それをやってるのは、私は見ているのですよ。だから、何かが誰かが遅くなって話だったけど、そのあたりが誤解されているのかなという気がしたので、ちょっとついでに話しておきます。

事務局：実際、夕方から開いて特別警報が出る前から避難所は開設しておりましたので、早めに避難されていた方もいらっしゃいますし、だいぶ水位が上がってきて慌てて避難された方もいて。トラックが動かなくなってしまったものですから、職員が太ももくらいのところまで水がくるところを毛布とかを担いで歩いてきたのは事実です。

委 員：だからね、遅くなったというのはどうかと思うのですが。ただ、私の家で夜中に「巴波川の水位が危ないよ」という情報が入ったので見たら、あと数 cm でオーバーしそうだという時には、実をいうと水はもう外に出ていたんですよ。県庁掘が早く溢れたようなので、早く出ちゃったらしいので、もう危ないって時にはもう流れていた。そんなことがありましたので一応ご報告しておきます。

委 員：若干関連するかもしれないのですが、私は藤岡なんです。藤岡に渡良瀬側に続く蓮華川があって、赤麻ってところと三鴨の間に蓮華川があってあそこかなりオーバーしてきて、直接家の方から三鴨の方に行けなくなった。そ

の時にたまたま国勢調査やっていて、その辺の担当だったんで、ポストって
いうか赤いそこから入れないようにする通行止めがあったのですが、半分は
通れるようになってた。そこを無謀な奴がいたのか、バカな奴がいたのか分
からんですけども、多分水の中に突っ込んでいったんですね。今までの水
なら通れると思って突っ込んでいったと思うのですけれども。そりゃ、突っ
込んだ奴が悪いんですけども、そもそも通れないようにね、もうちょっと
しっかりしたもので通行止めをやるなりね、そういうことを考えていかなけ
ればいけないんじゃないかと。

先ほどの発言を聞いていて思ったのが、やっぱり文章に書いてあるかじゃ
なくて、実効あるね、1つはその、決め方。そしてそれを実践していく体制
を真剣に考えて行かなきゃ。ここに我々は制度があるかどうかの検討だと言
われて、ああ、こういうのがあるからそれでいいんですね、というわけには
いかないと思うんですよ。やっぱり文章に書いてる。そしてそれを実践し
て少しでも災害を防ぐ。こういう努力をしていかないといけないと思うので。
こういう規定があるから良いですねということで終わらせて欲しくはないな
と思います。

部会長：自治基本条例の制定時には今回のような水害を想定していなかったので、
今回の水害を検証して不備があれば、新たなルール作りも必要だと思います。

私は、栃木市内の被災状況や市役所の対応状況をよく承知していませんが、
あれだけの災害で多くの方が被災したとなると、市民の方も感情的になると
と思いますが、誤解や誤った情報で行政を批判されている方もいるかもしれま
せん。市役所の方でも今月中は災害廃棄物の処理などで忙しいと思いますが、
今回の災害対応については、ぜひきちんと検証していただきたい。

委 員：それでね、やはりこれからは地球全体って1.5度上がっているんですよ。
永久凍土も融けているんですよ。そうするとね、これが60年だ、70年だ
という話じゃなくなっていくんですよ。これからね、どうするかっていうと
こういうのが結局は続くって言っちゃ申し訳ないけれども、あり得るからね。
これからは、だと思っんですよ。それが地球にあがって、結局それが雨が降
るんですから。やはりこれから取り組んでいただきたいということでお願い
でいいですか。そういうことで。これが50年だとかなんとか言ってるけど、
これは違うからね。それも含めてね、やっぱりいろんな面でアレですよ。職
員等を含めてね。災害の方を検討・見直してやってもらいたい。あくまで市
民のためにちょっと、職員ですから働いてと思うのですけれども、これを特
にこれからやってもらいたいということで一つよろしくお願いいたします。

委 員：部会長。そういうね、意見があるということで、今のような事でもう一回
体制を見直したり、取組みというものをもう一回考えて、そういうことを部

会で要望したということを記録に残して欲しいなと思います。ただ、我々に言わせておいて、ああ、分かったと、それで、何もやらんと。これじゃ何もならんわけだから、委員会としてはそう要望したという。そのことをちゃんと議事録を作って、その予測を含めてね、しっかり考えて欲しいなと私は意見として申し上げます。

委 員：はい、ちょっといいですか。この39条っていうのは市がやることなんですよね。自助っていうか、自分たちの身は自分たちで守るっていうのはここには入ってないということですね。

部会長：そうですね。

委 員：防災訓練とかなんかってのは、たくさんいろんなことを方々でやられているんだけど、この中には自分の身は自分の身でとりあえず守りましょうという意味も含めての防災訓練とか、いろんな意味が入るんじゃないかなと思うのですけれども。

部会長：市民の責務の所で何か規定がありましたか。

委 員：市の責任だ。市の責任だ。ではなくて、やはり自分の身は一応自分で守りましょうというところから始まって、それでそれから周りで助け合ってとか、防災訓練の中にこういうことがありますよという想定外のこともあるですよって皆で訓練しあってやるってことも、例えば周りの人は全然知らないんだけど、誰が居るんだか分からないよって言うんじゃ助け合いにならないので、そういうところも訓練の中に入れたりとか、それから防災マップの中にこういう所に、こういう人たちが居るんだよ、先にこういう人たちを助けましょうねっていう、そういうことが何かあればいいのかなあって、私自身はちょっと思ったりしたんですよね。

部会長：確かに、例えば栃木県の災害に強いとちぎづくり条例には、自助、互助・共助・公助という基本理念が示されています。自分の身は自分で守るのが県民の責務ですから、私達も自覚すべきではないかなと思います。

委 員：1つ。

部会長：はい、どうぞ。

委 員：災害があった方ではないのですが、今月の13日ですね、日曜日でしたが、赤津川が氾濫して伊吹橋っていうんですか。あの下がね浸水したと思うんで

すが炊き出しに行ったんです、159名に対して吹上公民館から炊いてもらってですね、カレーライスを運んだんです私も。その時にですね、すごい被害だなと思って、おじいちゃんやおばあちゃんに聞いてみたんですよ。赤津川の川の土ですね、こんなにも高くなってますから、これを排除してもらう要請を市にやりましたかって言ったの。そしたら、やりましたよという回答をもらったんですよ。やりましただけじゃダメだよ、実行してもらわないとダメだよと、もしくは実行しろったら。今回はそんな災害なかったと思いますよ。1m 下行っちゃうんですから、1m 以上。こんなにも泥が溜まっているわけですから川の上に。だから、私のお願いは、そういう要望があったらばできるだけ早くですね、現地を見て、泥をあげてもらいたいなという要望です。それが疑問に思っ、本当にやっていますか。地域住民がやらないとダメなんだよっていうことを強く言ったんですけど、おじいちゃんおばあちゃんはやってると言うんですよ。やってたら、しかし実行をしてもらっていないんじゃないか。溜まってるだけです。土がこんなに。川の真ん中にちょっと水が流れているから、水を拭いたらドーッと川底の土の上にね、水がくるわけですよ。そしたら土手がダーッときますから。なぜ、やってなかったのか。それが疑問に思っ、質問してみたんですあっちこっちにずっと。そしたらやってましたっての。やってたにしてはね、実行を確認してないじゃないですか。やってもらっとったらこんなならないよっていう話をしたのですけれども。要請が出たら、なるべく早くお願いしたい。そういうことです。

部会長：河川管理は市の所管ですか。

事務局：一級河川になると県の方が所管になります。

部会長：市から県にきちんと伝えていただきたいということですね。

委員：お金もかかるとは思いますけどね。だけど、この本文にもあるとおり、先ほど委員が言ってたように、やっぱり身体生命財産を守らなきゃいけないんでしょ。ただ要請されたらね、やっぱりこう近くに行ってみる。これ日頃言ってるけど、そんなに長くかからんよ。そう言って住民を安心させる。安心させて、そして泥を上げるということが非常に大事なんじゃないかなと思いました。

部会長：河川管理者に落ち度があれば、行政の責任が問われても仕方がないかなという気がします。

委員：ただここに書いてあるように、解説ね。比較的自然災害が少ない。市長さ

んも市議会議員さん言うんですよ。栃木市は少ない。だからこれにですね、おんぶや抱っこで、そういうことが疎遠になったんじゃないかなと。いや、別ですけどね。そういうことはないと思いますけれども。栃木市は非常に災害が少ないんだと皆思っているんですよ。それがこれになったかとは思いませんよ。ただ、そのために絶えず発生する所を熟知していくという努力がね、私は必要だと。私は食事を、ライスカレーを運びながらね感じたんですよ。多くの人が、アルバイトで手伝いきてましたから。その人の分もライスカレーを。ちょっと足りなくなってるね、迷惑かけちゃったんですよ。すいませんと。でも喜んでくれたからね、嬉しかったなと思います。

部会長：他の委員の方のご意見ありますか。タイムリーな話題ですから。

委員：じゃあいいですか。大平なんですけど、やはりいろんな問題がね3か所くらいあったんですよ。

まずはね、通学路なんですよ。おかみさん方に話はついたんですけど、通学路でやっぱり長靴が潜っちゃうんですよ。子どもたちの。それで、回り道がないということで、そういう時に来てくれと言ったんですよ。そしたらね、確かに来てくれたんですよ。私が怖いからだと思うんですけどね。で、来てくれて現状を見て、どうなんですかと。そしたらね、側溝をあげたらね、側溝が詰まっていたんですよ。だからみんな溢れちゃったんですけどね。側溝をあげてもらって前から話はしていたんですけど、かなり厳しいと。側溝をあげてもらえば良かったんだよなって言ったら、いや、その件については今までね、住民がやるわけで市はやりませんと。だからね、ああ、そうか、分かったよ。じゃあね、要するに義務教育は何年までだって言ったんですよ。私は。中学3年まで義務教育でしょと、そうですよね。だからね、じゃあ分かったと。じゃあな、6時半ごろ、おい、行政で船を持って来いと、それで渡してやんなさいよと。それは困るって言うんですよ。それができない。あっそ、じゃあどうすんだと。確かに、法で定められた義務教育ですよ。そしたら、いいです、じゃあ課長さんとお話ししますということでやったら、分かりましたということで、一応その件についてはやることになったんです。で、ありがたいと私は思ってますよ。いろいろ事情がありましてやることになりました。で、側溝をやってくれることになりましたので、私も、ああ、市ってのは大したもんだなと感謝をしています。

委員：はい、私、貴方にちょっと。あの、側溝とかそれからその辺の草むしってくれとか、そういうのをいちいち市に陳情するのはいかがなものかと思えます。自分たちのところにある草は、そういうのは自分たちですればいい話だし、側溝は1か月に1回自治会で皆で朝出てあげればいい話じゃないかなと思います。

委 員：うちは高齢者なんで。

委 員：高齢者と言っても、例えばシルバー人材でもなんでもいるし、そういうボランティアに参加したいと思っている定年退職したばかりのちょっと若ぶってるシルバー人材もいっぱいいますので、そういう人たち連れ出してやってくれよと言えばやれると思います。

委 員：うちは高齢者ばかりですから、難しいんですよ。やっぱりね、通学路なんで、本当に皆さんも協力してやってもなかなか協力できないものでね。別にね、通学路じゃなかったらね、よかったんですよ。子どもは見えてられないでしょうなやっぱり。だからね、そういうことのないように私も力不足ってということで行政に頼んだわけなんですけれども。まあそういうことでひとつよろしく願いいたします。

部会長：地域によって、地元の住民で行うところもあれば、行政に任せるところもあるとなると、不公平感があるかもしれません。何でも行政任せというのはいかなるもののでしょうか。気持ちはよく分かりますけど。

委 員：では部会長。だから、この一行ですね。工事要請されたら、速やかにやれよっていうのを入れてもらいたいと思うんだよ。速やかとも何にしても予算があるけど。必ずやると、要請されたら。そういう精神を持ってね、目的を達してもらいたいんですよ。身体、生命、財産を守ってもらいたいんですよ。

部会長：ご意見は分かりましたが、市民の生命・財産は自ら守るという自助が基本だということも理解してほしいんですよ。

委 員：そこが基本ですよ。それにほら、あんまり行政をあてにしちゃうとこういうことになっちゃうから。大変なことになっちゃうから。

委 員：自主防災、自分で守るのも必要なのかなって思います。

委 員：側溝と違うから、側溝は地方自治の人がやらなきゃいけない、自治会の人やるこれはできるんですけど。

部会長：いろいろなご意見がありましたけれども、今回の災害をきちんと検証して、39条1項に該当しますが、どのように危機管理体制の強化につなげるか、説明責任を果たしてほしいと、部会として強く要望したいと思います。また戻るかもしれませんが、次の資料5の説明をお願いします。

事務局：はい、資料5をお手元にご準備をお願いします。市職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。第2項、市は、法令の定めるところにより、市職員等から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならないと規定されております。こちらにつきましては2ページ以降、栃木市公益通報に関する事務処理要綱を策定いたしまして、これに基づいて制度化をされております。ちなみに公益通報の実績は今までございません。以上でございます。

部会長：公益通報に関しては事務処理要綱が定められていますが、特に実績はないということです。この点についていかがでしょうか。

委員：1つはですね、この2ページのところの要綱では、この要綱は公益通報者保護法に基づいて規定されていると、こう書いてあって、自治基本条例に基づいているということではないわけですね。ひとつはね。ここで、この3条では公益通報を行うことができるって書いてありますよね。2ページの真ん中くらいですけど、第3条だとできると書いてありますね。だけど自治基本条例では通報しなければならない、となっていますよね。ニュアンス的には全く違うんじゃないかという気がするのですよね。そういったことなので、例えば、保護法に基づくと言ってますけども、やっぱり基本条例にも基づくんだという事を付け加える必要があるんじゃないかなと。行なうことができるではなくてしなければならないというふうに変更しなければいけないんじゃないかなと1つは思いました。

それから、自治基本条例40条では、公益通報の中では内部通報しか規定してないですね。外部通報っていうのは規定してないように思うのですが、この辺のところを逆に考えると、自治基本条例を変えなくてはならないのかなという思いがあるのですが、部会長の見解は、どうなのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、3番目として、先ほど、内部通報は無いというのは栃木市政が非常に良くて内部通報をされるようなことはないということなのか、あるいは、職員が諦めを含めて、通報しても仕方がないと思ってるのか、あるいは、その他の見解があったら示して欲しいなど。全然問題が無くて不都合が無いことは非常にいいことなのですけれども、どうなのでしょう。だから内部通報が無いというのは良いことなのか悪い事なのか、これはなんだろうなど。

以上3つ、これ読んで思いました。

部会長：まず、自治基本条例の義務規定と事務処理要綱のできる規定の関係ですね。これは私も気になりまして、40条に基づいた制度化がなされていないと

思います。自治基本条例では、職員には通報義務を課していて、外部労働者には通報義務を課していませんが、整合性を取るためには、30条1項を「できる」ではなく、「しなければならない」と改正しなければいけない。これに関しては事務局からお答えいただいたほうがいいという気がします。

事務局：まず、最初の質問で第1条の趣旨規定の中で施行に伴いという表現になっていますが、委員のご指摘のとおり基本条例に基づくということが分かるように規定されているほうが好ましいと考えます。

ただ、制定日を見ていただければお分かりですが、22年の3月29日ということでこれは合併例規でして、合併と共に告示したわけですね。ですから、自治基本条例ができる前に既にこの要綱は定まっていたというところで、その後、自治基本条例が制定されましたから、自治基本条例の40条を踏まえて、要綱を見直す必要があるというところまで想いが至ってないというのが多分現実の話だと思います。責任転嫁をするわけじゃないですけども、この要綱の所管は職員課ですので、この自治基本条例の40条を見た時に、今おっしゃった3条の第2項を義務規定にしなかったというのはそういうところかなと思います。ですので、自治基本条例を見直すというよりは、こちらの要綱のほうを見直すと。

委員：私は、最初それを言っていたわけ。要するにできるじゃなくて、行うべきだと直すべきだと。22年3月に要綱ができたことは、それはそれでいいけれども、自治基本条例ができたんだから、それに基づく見直しは当然行うべきであろうと。自治基本条例を直す必要があったというのは、外部通報については自治基本条例はうたっていないですよ、多分。だからこの自治基本条例を外部通報が必要だという認識に立てば、自治基本条例そのものを変える必要があるのかどうかということ部会長にちょっと。

部会長：何か不都合が生じていれば自治基本条例を見直さなければいけませんが、今のところは条例に不備があるとまでは言えない気がします。

委員：要綱でうたっているのに自治基本条例でうたわなくていいのかなと思って、こっちが進んでいたのかなと。

部会長：要綱は「できる」規定ですから。義務規定かどうか重要な所で。

事務局：この要綱の守備範囲というのは、あくまで市に権限があるものに対しての公益通報というところになりますので、外部通報といってもそれはあくまで市に権限があるものに関して、市は取り扱うとしているわけですから、外部通報だったら市に権限がないところまでということではないですから、その整

理の所は難しいところはあるかなと考えるところですね。

委員：要綱にあるところを初めて知ったので、基本条例でうたっていないからどうなんだろうかねってちょっと思ったんですけどね。まあ、無くてもいいのなら、それはそれでいいですけども。気になっているのはどうなんだろうねという疑問と言うか、質問と言うか。

部会長：外部の労働者はこの事務処理要綱を知らない可能性が高い。

委員：自分なんかもこれを見て、そうかと思っただけなので。

事務局：最後の3点目。実績が0ということが理由は何だという事だと思うのですが、0ですから、理由は公益通報の案件が発生していないということが1点挙げられるかなと。それが公正公平に仕事が行われているのを表す指標になり得るのかどうかということになるのかと思うのですが、案件が無いという事は、正しく運営がなされているということしか言えないと思います。

委員：それが一番いいですね。そう思いたいし、そうあって欲しいなと思いますけれども、今後もそういう市政を進めて欲しいなと思います。

部会長：先ほどの1条と3条1項の関係はどうしますか。見直すべきでしょうか。

委員：私はそう思うのですが、部会長どう思いますか。

部会長：要綱の1条には「自治基本条例に基づき」と書き加えていただき、3条は「しなければならない」と修正していただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

委員：私は、見た感じバランスとれていると思ってたんですけどね。3条の要綱は市長に対してということでしょ。だから、職員の方の立場でいうとやっぱりこうワンクッション置くっていうのかな。やっぱりそりゃ言う人もいるでしょ、職員の中でも。何かあったら市長に直訴的にね。

でも、行うことができるっていうことで、市長に対して直でいう事ができるということで、それで、結果的にそうなったのかもしれないですけども、自治基本条例の所では機関と言ってますよね、市長とは言ってない。偶然かもしれないけれどそこが大事で、要綱の内容と自治基本条例の場合、そんな違いなく整合性を図ってもいいのか。非常に幅広く緩やかにやっていったら、要領の表現と自治基本条例の表現と違っていいのですよ。僕、法学者、法律

家でもなんでもないのでそういう印象を受けました。結果的にすごいバランスが取れている形になっているわけです。

委員：ただね、ちょっと思うのですが、公益通報と言うのはやっぱり受け付けるそういう機関に話をするというだけであって、中身的には市長まで届かなくちゃいけないと思うのですよ。本来的にはね。市長の代理者としての機関に言うのであって、市長だからできる規定でいい。こっちは機関だから言わなくちゃいけない。これで整合性がとれているのだという先生の見解だとするのなら私ちょっと分らない。ただ単に市長という名称になっているか機関という名称になっているかだけの違いであって、市長が全部いちいちできるわけではないのだから担当部署にいうことであって、そういう意味では私は先生の見解に賛同できない。やっぱり自治基本条例でしろって言うてるんだから。できる規定だからやらなくてもいいですからね。でもしなくちゃならないというのは気がついたらやらなきゃいけないということになるわけだから。

委員：今のところは私が受けた印象ですけど、職員等ですよ。だからやっぱり市職員等とっているから、そこが結果的になければならないという表現とは上手く合致してますよね。やっぱり市長にあげる情報ってのは、ちょっといい情報ばかりをあげるのは問題でしょう。大事なんですよ。よく行政学なんかでもトップの人と会うにはどうしたらいいかっていうのは、職員の人が全部あげる情報をあげるっていうの。入っている情報を。市民の人に全部あげるって。それは不可能ですから、その覚悟あって合併したんだろうし、それはともかくとして、なんかしらの形で機関を置いて、そしてその中で市長にどれだけ情報が入ってるか分らないですけども、非常に重要だとか、よく分らないけれども、そういったところを見たりとかこうあがっていくってことを捉えていくというのを言うてるんじゃないかなと。僕のスタンスはやっぱり、皆さんと正反対で非常に知恵絞って造り上げたものをまず1個は尊重して見てみると、そのハナからこれはどうこうって言ったらいくらかでも言えちゃうし、しかも自治基本条例って、ここ1、2年の条項って久慈市のすごいですよ、じえじえじえ条例って言ってあまちゃんブームで。自治基本条例って法律的にここのところがおかしいって、今の時代違うんですよ。方言でもって前文書いているんですから。だからある意味では市民とか行政とか職員一緒になってやるっていう強力な宣言みたいなものですよ。

これは僕自身の考えですよ。ここの条文はどこと整合性合わないとかね、ここのところは法的にどうだって言ったらね、もう失礼ですけど時代遅れで駄目だと思う。ここ数年を見てみると、あたってみると分かると思うけどすごい個性的。議会基本条例だって法律がどうじゃなくて実行なんです。先ほど皆さんもおっしゃってたように。だから議会基本条例なんか見ていると面白いところが出てきてそれを作った上で市民住民報告会みたいに議員の人

が出てって、やりあうって形が出てくるわけでしょう。

だから、自治基本条例自体を条文精査するのは重要なんだけど、今後どう実行させていくのかが大事だね。僕はごめんなさいね、その行政学とか地方自治なんで、法務解釈が分からないと言われたらそのとおりなのですけども、そこがちょっとスタンス違う。だからこのところ法で、要領で合わせる、なんてエネルギーよりも、むしろ、先ほどの公益通報40条ですごくいいことおっしゃっていて、市はとっているのだけど、僕もよく分からないですけども、条文の最初の所、先ほどの防災の所、あの条文は市はとっているけれども、住民の方の力量が問われている条文なんですよ。まさにおっしゃったように。

市はなんとかっていうからやんなきゃいけない。やんなきゃいけないって。僕自身は泥まみれになって、震災後は被災地に行きました。それだけ言うっていうのは、僕自身が今回のことで印象ですよ、地方創生の会議をやっていると。あれだけのものすごい雨、記録的な豪雨が降った中で、やはり震災のアレっていうのが生きたんじゃないですか。ソフト面ではいろいろお叱りを受けるかもしれないけど、ハード面とかね。私としては、あれだけの降った中で、もちろん命を落とした方もいるから、あれだけでも、そういうところを見ていくっていうのは必要なんじゃないかな。これは皆さん違っていいと思うんです。大事なのはやっぱり職員の方にやる気を持ってもらうという、一緒にやっていくスタンスを出さないと。委縮しちゃってね、だから今の公益通報に戻るとそこをどうとらえるかですよ、だから要するに、栃木市の自治基本条例がどう問われるかってことになるんですよ。一番大事なのは自治基本条例作って、作りっぱなしになって終わってるって所ばっかでしょう。失礼ですが。でも僕が知ってる限りだと、下野市は作った人がやっぱり自ら手弁当で、行政も手伝ってるけれども自ら手弁当で融資を募って、広報紙出してますよね。7回も。僕なんか中立の立場とすると、そういったところをやっている人はすごく強くて、この間日光の話をしたら、日光のまちづくりの条文見て感激しちゃって、今度は自分たちでやるって言うんですよ。そういう方向に持って行くっていうのは、自治基本条例の検討会だと僕は思うんですけどね。もちろん厳しい視点も必要ですけども。

部会長：確かに、単に3条の文末表現を変えれば整合性がとれるわけでもなくて、「職員」と「職員等」という違いもあるので、精査する必要がありますね。

先生のご意見…これはあえて議論のために別の立場で申し上げると、条例の前文に関しては法規範性がないので、そこは割とこう、じえじえじえでもなんでもいいんですけども、あえて個性的な表現もあるかと思うのですけれども、本文そのものはやはり法律ですので、きちんとした仕組み作りがなされているかというチェックは必要だと思うのですよね。そのためにこの会議があるのですけれども。40条に基づいた制度が有るかどうかということ

を確認した時に、もしも、この事務処理要綱がそうでないということであれば、これは市職員に通報を義務付ける規定にはなっていないので、40条に基づく具体的な制度がなされていないという判断せざるを得ないのですけれども。なぜかという、例えば40条では、公益通報機関に通報しなければならないとあるけれども、じゃあここでいう具体的には何か、何処に通報すればいいのか。

この要綱であれば、市長ではあるけれども実際には職員課が受け付けて、あとは副市長とか総務部長とかが委員会を作って、そこでやるという仕組みでありますけれども、これが使えないとなると、やっぱりそれと同じ仕組みを作らなくちゃいけない。やはり、この40条に関しては、制度的な不備があるんじゃないかと印象があります。

だから、さっき先生がご指摘あったように、あえてその住み分けをしているかどうかとかですね、そういうところもあるかと思うので、そこはこの要綱をよく見直していただきたいのですけれども。

ただ、いずれにしても条例が前提ということであるのであれば、それに基づいた制度として欲しい。要綱を策定して欲しいということになるかといかがでしょうか。具体的にちょっと今の段階で1条3条をこう直せとは言えないのですけれども、部会の意見としては具体的な制度には不備があるということで、よく内部で検討していただきたいということでもよろしく願いいたします。

委員：自治基本条例の解説の中でも義務的規定が書いてありますから。

部会長：その義務規定がおかしいと言い始めると、收拾がつかないので、自治基本条例の規定は前提としてください。

委員：もし、要綱の方が正しいのであれば、義務規定に変えなければいけないってわけですね。

部会長：要綱の3条1項と自治基本条例の40条では条件が異なるので、整合性がとれているか検討をお願いします。一通り検討してきましたが、全体を振り返って何かご意見ありませんか。

委員：先ほどいろんな方が言っていた中で、やはりここで議論をするのは、市を相手に条例というもの、そういった出てるものについて、どうだろうという意見なので、我々がどうにかしなくちゃならないというよりもそういった方向でこの議論の方向をね、持って行かないと。人の言ったことについて、どうのこうのと言っていたらまとまりがつかなくなっちゃう。うちらも自治会の中で、危機管理の中で自治会長がいながら、民生委員の人は色々データを

持っている中で、万が一のことがあったらもう年配者、動けない人をいかにこの自治会長はスムーズに避難させるかどうのこうのっていうところで、こういうわけでやってるんで、こういう趣旨でやるんで、その中で民生委員の人は色々データを持っているんで、万が一不在の人がいたら会長に報告してってくれ。万が一の時は、そういう人を一番にリアカーでもなんでもいいから、担いでもなんでもいいから、あれするんだよって言ったらば、こういうわけでそういう人が報告するわけにもいかない。なぜかって言ったらいろいろ今の個人情報はどうのこうのとか、しゃべっちゃいけないとかそういう縛りがあるからなかなか難しいだろうって話だけれども。自治会長が選んだ民生委員だから、そこらは融通を聞かせて万が一の時には、民生委員の人がやってくれということで話は決まっているんだけど。なかなかそこらがね、やっぱし自治会をまとめて、万が一のことがあったら全て自治会長の責任だから、そこらはうまく垣根を乗り越えられないっていうのがうちらも経験したことがあるので、その辺が、話ずれちゃって申し訳ないのですけれども、そんなあれでいろいろ問題があるんじゃないかなと。長年、会長やってる中で考えているところで、条例なんかもよく見直ししながらも、やはり我々になんていうのかな。利益になるような方法でやっていかないとうまくいかないんじゃないかなとそういう意見です。

部会長：災害の時には自治会長の責任が重くなって大変ですね。例えば一人暮らし高齢者の情報を高齢福祉課が把握していても、消防防災課で把握していなかったりする。個人情報の管理は難しいですが、共有できるように見直すことも必要ですね。災害後のせつかくの機会なので、積極的にご発言いただくのはいいことだと思いますが、当部会の目的は自治基本条例の制度化を検証することなので、そうしたご検討をよろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。次の部会ですが11月を予定しております。詳細の日程は部会長と調整次第、早めにご連絡いたしますのでよろしくお願いします。では以上を持ちまして第6回部会を終わりにします。